

掛川市告示第20号

掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱（平成17年掛川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月24日

掛川市長 松 井 三 郎

第26条第4項第1号中「300円」を「310円」に改め、同項第2号中「400円」を「410円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱の規定は、施行日以後の配食サービス事業に係る利用料から適用し、施行日前の配食サービス事業に係る利用料については、なお従前の例による。